

平成 24 年 4 月 10 日

環境行政改革フォーラム  
副代表 池田 こみち 様

公益社団法人 日本広告審査機構  
審査部長 林 功



拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は当機構の活動にご理解ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

当機構は、皆様からの広告・表示に関する苦情・お問い合わせを受け付け、法令等に照らして適正か否かを審査するとともに、問題があれば広告主に連絡し、自主的に改訂していただくようお願いしている民間の自主規制団体です。

さて、この度、貴方様より FAX にて頂戴したご相談の要旨は、「国（環境省）が、災害がれき処理の推進のために、テレビ CM や新聞広告において、がれきの広域処理を呼びかけている。例えば、朝日新聞掲載の広告では、わざとがれきを積み上げた写真を使用し、がれきの処理の大変さを強調するなど、意図的な表現を用いた広告を展開している。しかし、がれき処理の安全性は科学的に実証されたわけではなく、また、がれきの受け入れについて各地域住民の理解・協力が必ずしも得られていない中で、税金を使ってこうした広告を行うことは、国民に誤った印象を与えようとするものである。こうした広告について当機構で検討し、しかるべき措置をとってほしい」ということであると理解しました。

当機構では「審議案件として取り扱わない事項」（非公開）を定めており、それによれば「社会的に争点となっているテーマに関する意見広告およびこれに類するもので、JARO の判断になじまないもの（JARO として科学的検証が困難なものを含む）」は、取り扱わないことになっております。今回のご相談は、この事項に該当いたします。

ご高承のとおり、福島原発に端を発する放射能汚染並びにこれに伴うがれき処理については、まさに社会的争点になっているテーマであり、また、当機構ではその是非に関する科学的検証の機能も持ち合わせておりません。

したがって、当機構としてご要請に添いかねますので、何卒ご了承くださいますようお願いいたします。

取り急ぎ、以上ご報告とさせていただきます。

敬具